

第 10 期 第 6 回藤沢市環境審議会

2016 年(平成 28 年)10 月 11 日(火)

湘南NDビル 6 階 6-1 会議室

午後2時01分 開会

○ 衆参事 皆様、こんにちは。本日は、お忙しいところ、この環境審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

環境総務課長の黛と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、定刻となりましたので、これより藤沢市環境審議会を開会させていただきたいと思ひます。

議事に入る前に、本審議会規則第4条第2項で、過半数の委員の出席がこの審議会の開催要件とされております。

本日の出席状況は、定数20名の委員のうち、本日まで出席いただひている委員は18名でございます。また、お1人の委員から委任状をいただひておりますので、19名ということで、過半数を超えておひまして、開催要件を満たしていることをまづご報告させていただきます。

なお、本日は傍聴の方がお1人いらっしゃいますので、あわせてご報告させていただきます。

それでは初めに、お手元にお配りしてある資料の確認をさせていただきたいと思ひます。まづ初めに、A4、1枚の次第です。次に、両面刷りの本審議会の委員名簿と、その裏面が職員名簿です。3枚目が座席表。これらA4、3枚のものがお手元にあるかと思ひます。あとは、事前に郵送させていただひている冊子が3冊です。1冊は、右上に「資料1」と書いてある「ふじさわ環境白書(案)」です。それから、「資料2」と書いてある「藤沢市環境基本計画見直し(素案)」です。それから、「資料3」と書いてある「藤沢市地球温暖化対策実行計画見直し(素案)」の3種類の冊子です。以上でございますが、お手元になひ委員さんはいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。では、途中で何か足りないようなことがありましたら、その場で言っただければお渡しすることができますので、よろしくお願ひいたします。

今日の予定としては、次第にあるように、まづ環境白書についてご審議をいただきます。その後、藤沢市環境基本計画の見直し素案と、藤沢市地球温暖化対策実行計画の見直し素案について、ご審議をお願ひしたいと思ひます。

時間配分は、藤沢市環境白書でおおむね1時間、環境基本計画と温暖化対策実行計画の2つで1時間、合計2時間で終了したいと思ひますので、ご協力をお願ひいたします。

それでは、議事に入りますが、規則の第4条第1項によりまして、当審議会の議長に

は会長に当たっていただくことになっておりますので、猿田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。猿田会長、よろしく願いいたします。

○猿田会長 それでは、議事に入りたいと思います。

それでは、議題（１）の 2016 年版ふじさわ環境白書、平成 27 年の年次報告になるわけですが、この案について、事務局からご説明をお願いいたします。

○木村主幹 環境総務課の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料 1「ふじさわ環境白書(案)」のご説明をさせていただきます。

ふじさわ環境白書は、ご承知のとおり、藤沢市環境基本計画の年次報告書として位置づけられております。この藤沢市環境基本計画については、平成 22 年度に、平成 23 年度から平成 34 年度までの 12 年間を計画期間として全面改定を行いました。また、全面改定から 3 年が経過した平成 25 年度には東日本大震災などを初めとする社会情勢の変化に対応していくために、平成 26 年度から平成 34 年度までの 9 年間を見据えた内容に見直しを行ったところでございます。これが、現行の藤沢市環境基本計画となっております。

本日、ご審議いただく 2016 年版の環境白書は、昨年度に引き続いて現行の藤沢市環境基本計画に基づく施策の取り組み状況や実績をまとめたものとなっております。この藤沢市環境基本計画に基づく施策は、基本計画の 1 から 5 まで、それぞれ環境像を立てておりますけれども、この環境像に属するそれぞれの環境目標を達成するために行政が取り組んだ施策のことでございます。

昨年度の 2015 年度版の環境白書では、このベースとなる藤沢市環境基本計画が平成 25 年度の見直し版に変わったこともありまして、委員の皆様から多くのご意見をいただいて、大分整理のついた内容とすることができました。本日は平成 27 年度の施策の結果について説明させていただくのですが、時間も限られていることから、第 1 部「環境をめぐる動向」については、今回の環境白書で整理や追加をした記述、また第 2 部「藤沢市の環境の現況と取組」については、平成 27 年度から新規に取り組んだ主な施策を中心に説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、まず第 1 部「環境をめぐる動向」についてご説明させていただきます。1 ページをめくっていただくと、第 1 部「環境をめぐる動向」というタイトルが出てくるかと思えます。早速ですが、ここでは 3 点ほどご説明させていただきます。

まず 1 点目、22 ページをお開きください。5「環境影響評価（環境アセスメント）」

と書いてあります。こちらの記述については、昨年度まで「環境影響評価」という形でひとまとめの記述としてありましたが、説明がやや雑駁でございましたので、今回、(1)「環境影響評価法に基づく環境影響評価制度」と、隣のページの一番上、(2)「神奈川県環境影響評価条例」ということで、2本に分けさせていただき整理を行いました。こちらがまず1点、変更したところでございます。

次に、2点目、27ページをお開きください。④「パリ協定の採択」という記述と、その下の「京都議定書とパリ協定の比較」という表でございます。こちらは、昨年12月のCOP21の開催に伴いまして、新たにこの記述を追加させていただいたものです。こちらが2点目になります。

最後に3点目、29ページをお開きください。下から2つ目の段落で、「同時にCOP19では」という1段落についても、昨年のCOP21に先立って日本が決定した日本の約束草案などについて記述させていただくために、この段落について追加させていただいたものです。

以上、第1部「環境をめぐる動向」については、この3点になります。

続いて、第2部「藤沢市の環境の現況と取組」に移らせていただきます。次のページに第2部ということで表題が出てきております。こちらでは、平成27年度から取り組んでいる施策として、4点ほど説明させていただきます。

31ページをお開きください。環境目標Ⅰの1「大気の保全」です。こちらの中段の(1)「大気の監視体制の整備と充実等」、①「大気汚染常時監視測定」と書いております。その中に内容が書いてありますが、2段落目、「また、昨年度までに整備した、藤沢市役所測定局及び御所見小学校測定局に引き続き、平成27年9月1日から微小粒子状物質(PM2.5)の汚染状況を把握するため、新たに藤沢橋自動車排出ガス測定局に測定機を整備し、測定を開始しました」。平成27年度からの施策として、ここを追加させていただきました。これが1点目です。

続いて、2点目です。93ページをお開きください。こちらは、環境目標Ⅱの1「廃棄物の発生抑制及び適正な処理」です。(3)「再資源化・再生利用の推進(Recycle)」、①「分別収集と資源化の推進」とあります。こちらの下から3行目、「また、平成27年4月からは、大型ごみとして出されるスプリングマットや羽毛布団等を中間処理施設で分別し、新たに資源品目に追加し、資源化の促進に務めています。収集方法も、雑がみと本雑誌を統一した戸別収集を実施し、分別の負担軽減を図っています」ということで、

こちらについて平成 27 年度からの新たな施策ということで追加させていただいております。

続いて、95 ページをお開きください。中段の⑥「小型家電リサイクル法対象品目のリサイクル」の最後の説明文章のところ。「平成 27 年 6 月から環境省認定事業者と本市で連携し、使用済み小型家電とパソコンの回収を始めました。インターネットからの申し込み、宅配業者が自宅まで回収に来るサービスとして実施しています」ということで、「回収実績」を書いておりますが、これも平成 27 年度の新たな施策として表記させていただきました。

最後、4 点目になります。163 ページをお開きください。一番上に⑥「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」と書いております。真ん中ほどに落書きを消しているような写真があるかと思えます。こちらは、左側の文章の「また、平成 27 年度から落書き消去キャンペーンとして『藤沢市の落書き消し隊！決起集会』を行っています」は、平成 27 年度から取り組みを始めた施策でございます。あわせて、参加団体が 41 団体、参加人数が 341 人ということで、実績を掲載させていただきました。

以上が、今回の環境白書で整理や追加をした記述とか、また平成 27 年度から新規に取り組んだ主な施策となっております。

最後に、この平成 27 年度の環境基本計画の達成指標に対する達成状況についてご説明させていただきます。

202 ページをお開きください。ここでは、項目ごとに定めた指標に対する平成 27 年度の達成状況を掲載しております。時間の関係もありますので、「未達成」と「一部未達成」の項目に絞って説明したいと思います。

表の左側の「項目」をごらんください。1-1「大気の大気」の一番上、「大気汚染に係る環境基準を達成する」が一部未達成となっております。備考欄に理由が書いてありまして、光化学オキシダントが一般環境測定局全局で未達成となっているという理由からでございます。

1-2「土壌・地下水の汚染防止」です。一番上、「地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成する」については、一部未達成となっております。備考欄のとおり、継続調査 6 地点のうち 4 地点で未達成となっております。

その下、達成指標「土壌の汚染に係る環境基準を達成する」についても、一部未達成となっております。備考欄のとおり、土壌汚染状況調査の結果を踏まえ、11 カ所の事業

所において浄化対策を実施中となっております。

左側、1－4「河川・海の保全」の一番目、「水質汚濁に係る環境基準を達成する」について、一部未達成となっております。備考欄に表記のとおり、海域の2地点のうち、江の島西のCOD・大腸菌群数と、河川11地点のうち小出川、打戻川のBODが未達成となっております。

項目2－2「騒音・震動・悪臭の防止」です。一番上の「騒音に係る環境基準を達成する」が、一部未達成となっております。備考欄のとおり、交通騒音調査において、7路線7地点のうち、2路線2地点で未達成となっております。

「航空機騒音に係る環境基準を達成する」についても、一部未達成となっております。備考欄のとおり、常時監視の5地点のうち3地点、富士見台小学校、明治小学校、辻堂小学校で未達成となっております。

項目2－5「農水産との共存」です。「湘南ふじさわ産利用推進店の登録店舗の数を200店舗にする」について、結果、128店舗で未達成となっております。備考欄のとおり、藤沢市地産地消推進計画（平成25年4月策定）における目標達成期間は平成25年度から平成27年度までであり、この計画期間が満了した結果、未達成という状況になっております。

4－2「環境教育の推進」の2番目の達成指標です。「環境分野に関する体験学習会等への参加人数を増やす」について、5517人で未達成となっております。備考欄のとおり、平成26年度は5545人であったのが、マイナス0.5%となっております。

下から2つ目の5－1「各主体の力の活用」です。「エコライフチェックの参加者数を増加させる」については、実績値が1248件で未達成となっております。備考欄のとおり、平成26年度が1503件であったため、前年比マイナス17%となっております。

最後に、5－3「エネルギーの地産地消」です。「住宅用太陽光システム導入件数を増加させる」については、すみません、ここは164件と書いてありますが、158件に訂正をお願いしますでしょうか。164件が誤りで、158件です。158件で未達成となっております。備考欄のとおり、平成26年度が273件であったため、前年比も誤りで、39.9ではなく42.1です。マイナス42.1%減少したことから、未達成という状況になっております。

雑駁でございますが、以上で平成27年度の主な施策の取り組み状況及び達成状況等についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○猿田会長 説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞご発言ください。

○廣瀬委員 廣瀬です。よろしくお願いします。5-1と5-3についてお伺いします。

まず、5-1「各主体の力の活用」ということで、エコライフチェックの参加者の増加は未達成となっています。本文では171ページになるかと思えます。一番下にある表は「エコライフチェックのアクセス件数」となっています。参加者なのかアクセス数なのかはわからなくて、表から見るとアクセス数なのかということ、そうするともっと少ないのかなという感じがします。

これは意見ですが、前回審議会で、計画の見直しに伴い市民アンケート、事業者アンケートをされたということで、非常におもしろく見させていただきましたが、そこで市民の場合の間2などを見ると、エアコンについてちゃんと心がけていますかみたいなもので90%ぐらいとか、人のいない部屋の照明を消していますかというのも90%ぐらいとか、テレビも同様に見ていないときは消していますねというのも90%ぐらいある。ごみの分別などについてもほとんどの人がやっているという結果が出ていて、こういうエコライフチェックの項目もそういうところが結構多かったと思うので、ぜひこういうところはもうちょっと、確認としてはアクセス数なのかどうかということと、こういうきちんとしたアンケート結果も出ているので、そろそろ見直しを図ったらどうか。次の計画の話なのかもしれませんが、ぜひよろしくお願いします。

あと、この計画そのものにはないと思いますが、政府を挙げて、今、COOL CHOICE 宣言を進めていると思います。

そのことを記述する必然性はないのかもしれませんが、確認として、藤沢市役所として、市長がCOOL CHOICE 宣言をされたのかどうか。あわせて、政府もいろいろ補助金とか助成金を出して、来年も地方自治体と連携して云々というので、それなりの補助金があるのですが、ぜひこういう形で未達成の部分を達成するような具体的な施策をお願いしたいなという要望と意見というか質問、確認です。お願いします。

○木村主幹 まず、エコライフチェックについて、言葉が「アクセス」と「参加者」で混在していますが、結論としてはアクセス数になります。藤沢市の環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」の中で「エコライフチェック」という日常の生活の中で取り組んでいただきたい省エネ活動の項目がありますが、そちらについて、ポータルサイトの中のコンテンツですので、「アクセス数」が正しいと思います。すみません、混在しております

した。

エコライフチェックについては、内容的にはこの7月に少し更新しました。若干、内容が古かったので見直しは行いましたが、今後も周知を行って、アクセス数についてふやしていきたいと考えております。

2点目のCOOL CHOICE宣言については、廣瀬委員おっしゃるとおり、平成27年度から環境省の補助金があるかと思えます。存在は存じ上げておりましたが、市長が宣言をするという補助要件を満たすようなやり方の取り組みは、今のところ予定はございません。ただ、COOL CHOICEというのは、今、家庭部門は40%削減していかなければいけないという中で非常に大事な取り組みだと思えますので、今後も見直しの議論をいただくところですが、また計画を見直す中で取り上げてまいりたいと考えております。

以上です。

○廣瀬委員 関連して、一言いいですか。

○猿田会長 簡潔に。

○廣瀬委員 COOL CHOICE宣言は、補助金がもらえればそれはそれでいいのかもしれませんが、COOL CHOICE宣言をすることは、今、全国の流れになっていると思うし、進めましょうと政府を挙げてやっているのだから、補助金を別にしても、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

それと、エコライフチェックについては、アクセス数と参加者は多分違うと思うので、ぜひもうちょっといい指標を考えていただければと思います。

以上です。

○猿田会長 それはご意見として。

○廣瀬委員 はい。

○猿田会長 ほかに、どうぞ。

○浅田委員 浅田です。よろしくお願いします。

自然に関してのところですが、細かいところで申しわけないのですが、少しご覧ください。133ページ。写真が2枚ありまして、右側の写真の解説が、「里山の保全を目的とした体験教室の開」で終わっています。以前の白書を見たら、これは「体験教室の開催状況」と書いてありました。これは「目的とした体験教室」で切ってもいいと思いますが、ここを訂正していただきたいと思えます。

それから、134ページです。(1)「水辺・海辺の保全、再生、創出」の右側に写真が

ありますが、写真の説明がありません。ここには種名と写真の場所、多分辻堂の海岸だと思いますが、それを入れていただきたいと思います。この白書をパラパラめくっていくと、写真の説明がないところも結構ありますので、それをもう一度確認していただいて、入れていただいたほうがいいのではないかと思います。

ちょっと細くなって申しわけありません。135 ページの真ん中です。「前回調査時点からの変化について」のすぐ上の段落です。「評価については、現地調査の結果を基に環境を指標する種（指標種、重要種）」とありますが、指標種と重要種というのは全く異なるものなので、このようにひとまとめにはできないのです。けさ、昆虫の調査をした人と植物の調査をした人たちに伺ってきましたが、やはり次のように直していただけたらと思います。まず、「環境を指標する種（指標種）、市内で希少な種（重要種）、それを選定し」と変えていただければと思います。

次の、「前回調査時点からの変化について」です。ここでもやはり、指標種と重要種について定義が出ていますが、やはり適切ではないような気がしますので、指標種の文、「生きものが暮らす多様な環境の存在を示す『指標種』」はいいと思います。次の重要種について、「限られた場所でのみ確認でき、近年、個体数が減少している『重要種』」としてほしいと思います。次に、外来種についてです。「人との関わりで生育する『外来種』」とありますが、外来種は人ばかりでなく、鳥や動物などでもかかわりが出てきますので、そのところを「在来種の生育を脅かす可能性のある『外来種』」としていただけたらと思います。

136 ページをめくってください。一番上の段落です。「また、『外来種』については」の中で、「今回調査では新たにイヌコハコベ、ヒメモロコシなど」と出ていますが、この2つの植物は非常にインパクトが薄い植物です。そこで、もう少しインパクトのあるメリケントキンソウ、ホシゲチドメグサと、この2つを変えていただいたほうがいいのではないかと思います。

139 ページをお願いします。一番上の「藤沢の自然観察ガイド」の発行についてです。昭和 50 年度から平成 27 年度の「カワセミマップ」までのことが書いてありますが、今年度（平成 28 年度）は既にでき上がっているのでしょうか、それとも予定はあるのでしょうか。そこをまず教えていただきたいと思います。

○猿田会長 どうですか、今の平成 28 年度の。

○高橋課長 平成 28 年度は、ただいま制作中でございます。

- 浅田委員 タイトルは何になるのでしょうか。
- 高橋課長 タイトルは、「新林公園、尾根を歩く」で、ただいま編集中です。
- 浅田委員 それは、植物ではなくて生物全般のものですか。
- 高橋課長 すみません、そこはただいま検討中ですので、ちょっと今、お答えが……。
- 浅田委員 それはどういった団体が編集に携わっているのでしょうか。
- 高橋課長 お願いしている団体のほうに。
- 浅田委員 具体的にお名前は言えないのでしょうか。
- 高橋課長 ちょっと今、手元に資料がないので、後ほど。
- 猿田会長 ちょっとその前に、浅田さん、その団体の名前はどのようにして知りたいの。
- 浅田委員 例えば、その団体が今回ガイドを出したとして、これは次にまた続いていかなきゃいけない事業だと思います。一回途切れてしまうと、多分もう自然観察ガイドに対する予算が途切れてしまうので。ですから、市内の団体を使われていると思いますけれども、私たちもなるべくいろいろなガイドをつくりたいので、いろいろな市民団体の方とお話ししながら進めていきたいというのがありますし、ここに平成 27 年度まで発行しましたとありますので、一応、「今後毎年発行する予定です」とか、そういう一言を入れていただきたいと思います。
- 猿田会長 それは要望ですね。
- 浅田委員 はい、要望です。
- 猿田会長 団体名云々というのは、個人的な問題なら、やめておいてください。
- 浅田委員 はい。ありがとうございます。以上です。
- 猿田会長 ただいまのことについて、事務局のほうから、指標種、重要種の区別の問題とか、お答えください。
- 高橋課長 今、会長から言われた指標種、重要種については、実は「藤沢市の自然環境」という冊子からピックアップした記述になっていると思いますが、これ自身が、自然環境実態調査のための委員会的なものを作成して、いろいろ文言の整理などもしているものですから、そこら辺の過去の記録などと照らし合わせて、その上で訂正できるところは訂正していきたいと考えております。
- そのほかにご指摘いただいた部分も、持ち帰って検討していきたいと思います。
- 以上です。
- 猿田会長 特に写真の説明は重要なことなので、ただ載せておけばいいというものでは

ないので、これがどこかなというのはよくチェックして、説明が入れられるものは入れてください。

○高橋課長 ご指摘いただいたところは訂正していきたいと思います。あと、全体を通しての部分は事務局のほうでやっていくものと思います。

○猿田会長 133 ページのこれは中途半端だよね。「体験教室の開」ではね。「開催」の1字が抜けているのかもしれないけれども。そういうところもチェックし直してください。ほかに。

○小倉委員 ちょっと教えていただきたいのですが、202 ページの最後の表の2-2「騒音・振動・悪臭の防止」という欄があって、一番上と真ん中は「一部未達成」とあります。下の「一部未達成」のところに「常時監視の5地点のうち、3地点」の中に括弧で書いてありますが、未達成ということです。上が「交通騒音調査において、7路線7地点のうち、2路線2地点で未達成」とあるだけで、どこがというのが具体的にあったほうが、わかりやすくいいのかなと思いました。

○猿田会長 これは何かお答えがありますか。

○小倉委員 この表に載っていると、パッと一目でわかるかなと。

○木村主幹 ご意見ありがとうございます。出ているところとしては、まず202ページに書いてある105ページ、環境目標2-2「騒音・振動・悪臭の防止」という中にまず入っているということと、一步踏み込んで、具体としては、例えば騒音に係る環境基準を達成するところについては、106ページの一番上の表です。これが7路線と読めまして、そのうち藤沢厚木線が、昼間と夜間が達成できていない。また、丸子中山茅ヶ崎線の夜間が68ということで達成できていない。そのような読み込み方になります。105ページというところだけ出させていただいて、ずばりそのページが表記されていないという小倉委員のご意見かと思しますので、このあたりについてはわかりやすい表記に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

ちなみに、2番目の「航空機騒音に係る環境基準」では、同じ106ページの中段くらいの「航空機騒音測定結果」で、富士見台小、天神小、滝の沢小、明治小、辻堂小のうち、富士見台小が62.1、明治小が58.2、辻堂小が59ということで、達成できていない。そのような表記となっております。

○猿田会長 もし親切にするなら、「105ページ参照」とかを入れればよくわかるけれども、それをやっていくと達成の状況のところは全部やらなければならない。本文を読んでい

けばたどり着くけれども。そのように「何カ所のうち何カ所達成」と入れたところと、地名が場所まで書いてあるところとあるから、混同しちゃうんだよね。何なら割り切って、何カ所のうち2カ所とかとしてしまって、場所を抜いて、それは本文のほうを読めばわかることというようにするか、何か整理したほうがいいな。

○木村主幹 ページのことと、場所を具体的に示すかどうかということについても、整理させていただきたいと思います。

○猿田会長 ほかに。

○青木委員 青木です。よろしくお願いいたします。40 ページから 43 ページあたりにかけての交通に関してのことです。

まず、40 ページには、真ん中あたりの(3)「移動発生源対策」、①のア「路線バス優先レーンの設置」、43 ページへ行くと、③「自転車利用の促進」、真ん中あたりにイ「自転車走行空間の整備」などがあって、こういった対策を行っていることはわかりますけれども、この対策の効果が何かしら、例えば自転車走行空間だったら、平成 27 年 3 月 26 日からなので、例えば自転車レーンをどの程度使っているのかとか、自転車利用者、歩行者の感想とか、何かそういったものがあつたら知りたいなというのが1つございます。

道路の渋滞も、自分が住んでいる辻堂駅のほうはかなり渋滞が激しくて、土日のバスの路線が変わってバス停をすっ飛ばすような状況にもなっております。そういったことがあるので、何かしらこういったところに対策の効果が載つたらうれしいなというのが1つございます。

続いて、84 ページです。これは幾つかある中の気になったところですが、(3)「放射性物質に関する知識の普及・啓発」の①「放射線測定器の貸し出し」があって、平成 27 年度の貸出件数が 13 件とあります。ほかのページを見ると、いろいろなところにあるのですが、171 ページとかには5年程度の貸出実績とかの数値が載っています。今言った84 ページとか、90 ページの「小学校、保育園でのごみ体験学習会」とか、91 ページの「藤沢市美化・リサイクル推進ポスター」の応募実績は単年度、平成 27 年度の実績しか載っていないので、できれば全体的に5年分を載せていただいたほうが、変化がわかりやすくてよいのかなと感じました。

3 点目、95 ページです。下半分の⑥「小型家電リサイクル法対象品目のリサイクル」の中で、「ボックス回収実績」の下です。平成 27 年 6 月から、いわゆるパソコンの回収

を始めているということです。「インターネットからの申し込み、宅配業者が自宅まで回収に来るサービスとして実施しています」というところです。回収量とか、これは単年度で構わないのですが、お年寄りの方から「インターネットの申し込みが面倒くさい」とか、「インターネットはつながっていないけれどもパソコン回収に手間がかかる」とか、料金云々とか、結構聞いておまして、何かそのあたりの今後の是正というか対策というか、高齢者対策となるのでしょうか、そういったところがもしありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

計3点、渋滞、自転車等と、ガイガーカウンターとかの5年分の変化を載せたほうがいいのではないかということ、あとはパソコンの回収についてでございます。よろしくお願いたします。

○猿田会長 事務局から説明してください。

○古谷補佐 環境総務課、古谷と申します。よろしくお願いたします。

まず、今、青木委員から3点ご指摘をいただいた中の1点目、特に40ページから43ページにかけての「移動発生源対策」について、さまざまな取り組みがなされているけれども、その効果を書き込める範囲でというお話をいただきました。この点については、現在、都市マスタープランの改定作業が進んでいる中で、これまでどういった効果があったのかということがその中である程度はかられているという状況です。そちらとの整合性を図りながら、こちらの環境白書のほうでもエッセンスの部分で書き込めるようなものがあれば、担当課と調整してお示しさせていただければと思います。

2点目の、単年度のみ表記、あるいは過去が見られるような形での表記について、ちょっとばらつきがあって、できれば経年変化が見られるほうがというご指摘をいただきました。この点についても、可能な範囲の中で対応させていただければと思います。例えば、青木委員がもう既にご指摘くださったように、始めたのが2年前とか3年前だと限られた範囲になってくるので、そういった中で対応を図らせていただければと思います。よろしくお願いたします。

○須田補佐 3点目について、環境総務課の須田がお答えします。

パソコンのリサイクルです。基本的にはPCリサイクルになります。なので、10年ぐらいからのものについてはPCリサイクルマークもありまして、メーカーに電話をして、無料で回収してもらえるとという制度になっております。こちらの小型家電のリサイクルについては、実はルートが別になります。国のほうも、方法として2通りを併存さ

せるという方向になっております。

インターネットの申し込みについては、事業者が経費を節減するためにインターネットのみとなっております。パソコンを含めた場合は無料回収をやっているような状態なので、申しわけないのですが、通常のインターネット以外の場合はメーカーに電話をしていただいて、リサイクルしていただくという流れになりますので、よろしくお願いたします。

○猿田会長 よろしいですか。

○青木委員 はい。ありがとうございます。

○猿田会長 ほかにございますか。

○橋詰委員 今、お話が出ていた小型家電リサイクルのところ、95 ページです。これはいかにもわかりにくいと思います。上の⑤の最後のところで、「この取組は本市独自のものでしたが、平成 26 年度からは小型家電リサイクル法に基づき、資源化を行っています」と書かれると、なぜその下の表に平成 26 年度よりの数字が入っているのかとか。要は、ここでやっている分と、下の小型家電リサイクル法との関係がわからない人には非常に読みにくくなっている。⑤で引き続きやっている分とそうでない部分、あるいは小型家電リサイクル法というお話が今ありましたように、ボックス回収とか、インターネット回収とかあるので、その辺の関係を少しわかりやすく書いておいたほうがいいと思います。そうしないと、少し混乱してしまうのではないかと思います。その辺は、ちょっと工夫していただけたらいいかと思います。

○猿田会長 ただいまのご意見ですが、その辺はどのように対応できるのかできないのか。

○須田補佐 こちらは、場所を別にして、小型家電のリサイクルのほうに平成 26 年度以降という形であれば余り問題ないかなというところで考えたいと思います。

○猿田会長 いかがでしょう。よろしいですか。――では、その辺はもう一度チェックし直してください。

ほかにございませんか。――なければ、私からいくつか。

まず、最初にご説明を受けていた中で 163 ページ、さっき事務局から「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」の説明がありました。1 行目で「環境美化の推進及び迷惑行為の防止を図るため、平成 19 年 7 月 20 日に藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」、これが正式名称？

○木村主幹 はい。

○猿田会長 だったら、ここはかぎ括弧をつけてください。「藤沢市」から「条例」まで。なぜそういうことを言うかという、きょうの白書の案の第1部「環境をめぐる動向」がありますよね。こういうところでは前からずっと条例とかいろいろな大綱とか計画とかを、かぎ括弧できちんと区別しているのです。条例も同じです。今の流れで163ページを見ると、よく区切りがつかないので、ちゃんとかぎ括弧に入れる。そういう意味で全体を見直してください。条例とか法律とかのところは必ずかぎ括弧できちんと整理する。

それから、36ページ。真ん中から下に③があります。「大気中の窒素酸化物等について分析を実施しました」。「大気関係分析数 延524項目」は「件数」じゃないの。

○神山課長 「件数」です。「項目」ではおかしいです。

○猿田会長 次。38ページ、大気汚染、騒音、悪臭。これは飛び抜けて件数が多いのですよね。その理由は、大気汚染は野焼き。56件処理したというけれども、80件のうち51件が野焼きなの？ 大気の関係。最近は煙突の煙なんて余り出てこないんだから。

○神山課長 大気の苦情80件のうち、野焼きが51件になっております。

○猿田会長 51件は解決した件数でしょう。処理した件数でしょう。

○神山課長 処理した件数は56件です。

○猿田会長 そのうち、解決したのが51？

○神山課長 はい。文言の④の3行目の真ん中から後のほうで、「なお、焼却炉を用いない野焼き行為に関するものは、51件と苦情受付総件数の25%を占めています」ということです。

○猿田会長 ちょっと聞きたいのは、そのほかに、例えば悪臭などを28件受け付けて、22件処理しているけれども、原因は何が多いの。

○神山課長 これについても、焼却行為が多くなっています。というのは、相談者の訴えによって、例えば「大気汚染によって洗濯物が汚れて困る」という場合には大気汚染に入って、「においがひどくて困る」という訴えだと悪臭にカウントするという処理をさせていただいております。

○猿田会長 これは訂正しろとかそういうことではなくて、ちょっと興味を持ったものだから。

○神山課長 質問にはなかったのですが、受付件数に対して処理件数が毎年低くなっておりますが、これは統計のとり方で、当該年度に受けて当該年度に解決した件数を入れて

いますので、実際には前年度に受けたものが翌年度に解決しているものもあるので、実際には受け付けた苦情はかなりの率で解決はしておりますけれども、そういう表現になっております。

○猿田会長 それはわかります。受け付けた年度に必ず解決するとは限らない。3月に受け付ければ翌年度の4月、5月に解決になってしまうから、そちらに移ってくるから、必ずしも合わないというのはわかります。

39 ページの⑥「本市施設における排出ガス調査」とあるけれども、ここに書いてあるのは排出ガスのダイオキシン類だけなんだよね。例えばNO_xがどうのとかSO₂がどうのと書いてあるわけではない。今、ダイオキシンと言っているのは重要な汚染項目でもあるわけで、むしろ「本市施設における排出ガス調査」は、「本市廃棄物処理施設におけるダイオキシン類調査」とか、何か明確にしたほうがいい。

40 ページのデータも、書いてあるのは全部ダイオキシンだけなんだよ。ナノグラムの前の方はピコグラムだけれども。このタイトルはどうですか。これは私の要望です。

「排出ガス」と言わずに、むしろ「ダイオキシン」と明確にしたほうがいいでしょうということです。ごみ処理施設はダイオキシンが問題にされるのだから。

○木村主幹 所管課と調整して、具体的にしたいと思います。

○猿田会長 それから、49 ページの④は「地盤沈下対策」ですよ。49 ページに絵が描いてあって、その下の説明は「地下水汚染のしくみ」となっているんだよね。どちらが本当なの。どちらを書こうとしているの。

○神山課長 こちらはもともと地盤の状況を地下水汚染から地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下まで、そういう模式図があったものを、「地下水汚染のしくみ」までカットしないでそのまま載せてしまったというところです。

○猿田会長 よく見て、訂正すべきところは訂正して。

○神山課長 ここは訂正させていただきます。

○猿田会長 65 ページ。よくやっているんだけど、「達成指標に対する本年度の状況」「一部未達成」というところで、河川なのか海域なのか。これは後ろのほうで書いてあるからいいのか？

○木村主幹 先ほどの小倉委員のご指摘のとおり、当該項目としては1-4で65 ページですが、具体には、例えば海域で申し上げると68 ページの一番上の表になるかと思いません。また、河川の11地点は70 ページの「河川水質測定結果」になると思いますので、

このあたりの表記は整理したいと思います。

○猿田会長 年次報告で皆さんに読んでいただくんだから。

それから、72 ページ。1 行入れればいいのですが、⑤「水質自動監視測定」、平成 27 年度で廃止したと。これは理由を書かなくていいの？

○神山課長 確かに、目的を達成したからなのか、あるいは別の理由があるのか、読んだ方はわからないと思います。

○猿田会長 それで、疑問に思われるのではないかという懸念があるわけです。

○神山課長 その点については精査させていただきます。

○猿田会長 ちょっと検討してください。

○神山課長 はい。

○猿田会長 78 ページ。③「水洗便所普及状況（沿線接続等を含む）」のところですか。比較増減が 0.1%となっているよね。98%から 98.1%になったから 0.1%増えましたという意味なのでしょう。そういう意味で 0.1%と書いたわけね。

平成 26 年度に対して 0.1%増えましたというのと、98 の 0.1 になってしまうんだよ。0.1 ポイント増えたんだよな。0.1%じゃない。98 と 98.1 を比較すると 0.1%という数値の差は出ているよね。だけど、実際に増えたのは 0.1 ポイントと言わないと、98 に対して 0.1%増えましたというのと、数学的には 98 の 0.1 だから 0.098 とかとなっていってしまうわけです。テレビを見ていればおわかりだと思うけれども、そういうパーセント同士を比較するときには、「去年が 25%でした。ことしは 27%になりました。2%増えました」とは絶対言わないですよな。「2 ポイント増えている」と言う。この辺はもう一回よくチェックしてください。数学的におかしくなってしまう。

82 ページ。放射性物質のマイクロスポットのところだけれども、4 行目に「検出されることもあり」と書いてあるよね。「本市独自に定めた基準値を超える数値がマイクロスポット（雨どいの下や樹木の根付近など）と呼ばれる箇所でも検出されることもあり、このような場所は除染を行っています」。東日本大震災で、検出されたことがあるの？

○神山課長 「マイクロスポット」という言い方が正しいかどうかわかりませんが、例えば屋根に降った雨が雨どい 1 カ所に集中して地面に落ちたところで、空間放射線量をはかる機械を使ったときに、市が独自に定めた基準ですが、地上 5 センチで 1 時間当たり 0.19 マイクロシーベルトを超えることは今までございました。それについては、土を除去して適正に保管しながら、除染した場所は基準値以下になっています。

- 猿田会長 それは、大震災後の余り遠くない時期でしょう。
- 神山課長 はい、そうです。
- 猿田会長 この「されることもあり」というのは、まだ福島のが完全な解決に至っていないから、今後も起こることがあり得る、あるいは今後、爆発があるかもしれないという懸念を持たせることになるわけです。「されたこともあったので、そういう場合には除去しました」というならまだわかるよね。「されることもあり」というと、今後それが懸念されていると市は判断しているのかということを知りたかった。
- 神山課長 確かに、会長おっしゃるとおり、大震災の直後、立て続けにそういった場所が確認されましたが、実際に1年程度経過して以降はそういったところはほとんど見つからないといえますか、今はないという状況が続いています。
- 猿田会長 その後の文章だけでも、「このような場所は除染を行っています。なお除染後は本市独自の基準値内となっています」ということです。「前にはやりました。だけど、その後、こういったことはありません」というなら、「される」ではなくて「されたこともあり」とかにしておいたほうが、市民の方々のご心配は薄らぐのではないかと思います。
- 神山課長 了解いたしました。そのように検討させていただきます。
- 猿田会長 今の話、86 ページ。皆さんきちんとやっているんだよ。②を読んでごらんください。「平成 18 年度の約 18.9%と比べて平成 27 年度では約 8.5%となり、10.4 ポイント」とちゃんと書いてあるじゃない。これが正しいの。
- 160 ページ。④で、CO₂の目標値、いわゆる何年度なのか。これだけ読むとわからないけれども。
- 木村主幹 文章の下に書いてありますが、平成 26 年度の実績ですので、表もわかりやすいようにしたいと思います。
- 猿田会長 もう少しわかりやすくしてもらいたい。
- その隣の写真も説明がないよね。「江の島海岸」とか入れておけばいい。
- それから、172 ページの低炭素社会のところ。いわゆるパリ協定との関係をどうしようかなと思って。パリ協定が行われたのは平成 27 年だからね。来月 4 日に発効するけれども。日本では 2018 年ごろだろうと思ったものだから、まだ批准もしていないという手おくれがある。そうしたら、意外に早く発効することになってしまいましたよね。パリ協定のことをちょっと気になったものだから。

気がついたのはそういうところです。一度見直して、訂正できるところは訂正してください。

ほかに何かございますか。

○安齋委員 先ほどの水質汚濁のところですか。68 ページの一番上の表です。ここで大腸菌群数が年間を通じて基準をオーバーしていると記載があります。これはこれで事実だと思いますが、この後の基本計画とも関係すると思いますが、オリンピックを目指して環境をきれいにするというお話が出ています。年間を通じて大腸菌群数が基準をオーバーしているということになると、これは今後、何をするのかということを考えなければいけないことになると思います。それがちょっと気になりました。

あと、先ほど放射性物質の測定器の貸出実績は、以前、私がこの審議会で出してくださいとお願いしたものなので、ありがとうございました。

以上です。

○猿田会長 今の大腸菌の話は、オリンピックとの関係も出てくるので。

○神山課長 確かに、いろいろ市民の方や議会とかで、オリンピックレガシーということで、海的环境はどうなのかというのがかなり出ていて、その点、環境保全課としても心配しているところなので、表現についてどういうものがいいのか、検討させていただきます。ただ、今、委員のご指摘のとおり、年間を通じてというのは表現として間違っておりまして、当然、毎月の測定の中で基準を超えている月もあるということで、年間を平均すると基準を超えてしまったという表現ですので、その辺も含めてよりよい表現を検討させていただきます。

○猿田会長 今の大腸菌の話ですが、毎月1回、法律に基づいて定期的に検査しますよね。定点において、基準点について。大腸菌だけでも、それをさらに市として追求して、病原性大腸菌なのかどうかということまではやっていないのですか。調べたことがあります。横浜でもそういうことがあってやったら、病原性の大腸菌ではないということで、直接人間に影響が出るものではなかったという報告を聞いたことがあるんですけども。

○神山課長 この調査ではありませんが、海水浴場の開設前と開設中に、海水浴場の水質調査を行っています。その中で、病原性の0-157 だけにはなりますが、それについては今までずっと測定している中では検出されたことはないです。今回の表はあくまでも大腸菌の総体というか、一般の大腸菌になるので、場合によっては0-157 以外の病原性もあるのかないのかというと、これはちょっとわからない状況です。0-157 に限って言え

ば、今まで検出されたことはありません。

○猿田会長 これが出るということはどうなのだろう。下水処理施設に入らない汚染源があるのか、あるいは動物性のものなのか。人間も動物に入るかもしれませんが、家畜類とか、何かそういうものによる汚染なのか。その辺はわからない？

○神山課長 基本的には、まだ市内で完全に下水道の普及が達成されたわけではありませんので、一部浄化槽等を通じて川に流されている状況があります。江の島の測定ポイントは、ちょうど境川が流れていった直下というか、境川の影響をかなり受けている場所です。辻堂については特に引地川よりももうちょっと西になって、余り河川の影響を受けないという状況になっているので、やはり川からの、浄化槽等を通じた排水の影響がまだ出ているのではないかと考えております。

○田中委員 38ページの「公害苦情相談」の、さっき会長がお話しされたところですが。知識として教えていただきたいのですが、悪臭とか大気汚染ということで、問い合わせの内容によって分けているとおっしゃったと思います。これは、第一次産業による悪臭とか、そういったことの苦情は藤沢市に入っているのか。それとも、藤沢市として、公害として位置づけていないのか。位置づけていないから問い合わせが0件なのかということを知りたいと思います。

○神山課長 一次産業ということで、農業あるいは畜産業ということになります。実際に畜産業、豚あるいは牛を飼っている、そういったところからの苦情相談もございます。実際にその件数は公害苦情にカウントはしています。そういったお答えでよろしいでしょうか。

○田中委員 では、この悪臭のところに入っているということですね。

○神山課長 悪臭のところに入っています。

○田中委員 わかりました。多い順で「飲食店などの営業に係る悪臭の苦情」とかと書いてありましたが、これより少なかった？

○神山課長 それよりも少ない。実際に、私どもの部局だけでなく、営農指導をしている農業水産部門とか、そういったところにもそういう相談はありますので、両者が連携しながら、よりよい解決方法を探っているところです。

○田中委員 わかりました。ありがとうございます。

○猿田会長 それでは、議題1についてはこの程度にさせていただきます。事務局のほうでは、今日いただいたご意見等を踏まえて適切に加筆訂正等を行って、まとめてくださ

い。

その先のことですが、最終確認については時間的な問題もありますので、私にご一任いただけるでしょうか。そうすれば、私と事務局のほうで整理したいと思います。よろしいでしょうか。――それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、議題（２）に移ります。基本計画の見直し案について、事務局の説明を求めます。

○古谷補佐 環境白書のほうで大分さまざまなご指摘をいただきましてありがとうございました。事務局から、藤沢市環境基本計画見直し素案、お手元の資料２について簡潔に説明をさせていただきます。

資料２については、５月にあった第１回環境審議会と、８月にあった第２回環境審議会でご覧いただいたご議論を踏まえて、素案という形でお示しさせていただいております。大きな点としては、今までの見直しに当たっての基本的な方向性としての法律改正とか、私ども本市の計画改定を踏まえた内容にすること。もう１つは、前回、特に委員の皆様から細かくご指摘いただきましたが、用語の問題、書き方、あるいは現状と課題の整理の仕方といったものを、今回全て資料２にまとめてお示しさせていただいております。前回、８月のときは、特に大きな変更があった部分についてのみのご提示でしたが、今回は環境像１から環境像５まで、全てを網羅する形でごらんいただけるようになっております。なお、こちらは、前回も少しお話しさせていただきましたが、１０月１８日から市民の皆様等々からご意見をいただくパブリックコメントの素案としてお示しさせていただくものになります。引き続き、ご議論をお願いできればと思います。

○浅野補佐 環境総務課の浅野と申します。よろしく申し上げます。私からは、藤沢市地球温暖化対策実行計画の見直しについて、簡単になりますがご説明させていただきます。

前回、実行計画については、「計画策定の目的と特徴」、「計画の基本理念」、「計画の期間等」、「対象とする温室効果ガス」などの、計画の策定に当たっての基本事項をお示するとともに、「地球温暖化対策への緩和策と適応策」についてお示したところです。

その際に、温室効果ガスの排出量の将来予測として、現状の温室効果ガスの排出量の算定方法、実排出量算定と効果管理用算定でお示しさせていただいて、あわせて温室効果ガスの削減目標を前回のときにお示しさせていただきました。

本日、お手元に資料３があると思いますが、こちらは見直しの素案ということで、前回の案に追加した点などを改めて簡単に説明させていただきたいと思います。よろしく

お願いします。

○猿田会長 (2) と (3)、一緒にやっているんだな。

○浅野補佐 はい、今、一緒にやらせていただきます。

お手元の 8 ページをごらんください。「本市における地球温暖化対策の戦略」の冒頭に「現状と課題」を記述させていただいております。これは、前回、廣瀬委員などからご意見をいただいたパリ協定などについても盛り込ませていただいております。

13 ページです。4 「温室効果ガス削減量」として、1990 年度を基準とした 2013 年度時点までの削減量と……。

○猿田会長 ちょっと待って。戸惑っているかと思いますが、今、資料 3 を説明しているんだよね。

○浅野補佐 はい、資料 3 になります。

○猿田会長 その辺、資料 2 とか 3 とかをはっきりしないとわからない。

○浅野補佐 わかりました。すみません。皆さんのお手元にある、事前に送っている資料 3 の 13 ページの説明をさせていただいております。こちらは、1990 年度を基準とした 2013 年度時点までの削減量と、今後 2022 年度までに必要となる削減量について表出させていただいております。

14 ページ、15 ページです。5 「基本方針」になりますが、本計画の 6 つの基本方針について記載させていただいております。

16 ページです。6 「施策の柱」として、本計画の 6 つの基本方針と連動する 8 つの施策の柱について記載させていただいております。

17 ページ、18 ページ。7 「施策の展開方向」として、本計画における温室効果ガス削減のための段階的な取り組みである「基礎的取組」と「発展的取組」について記載させていただいております。

19 ページ。8 「施策の体系図」については、本計画の体系図をお示しさせていただいております。

最後に、20 ページ以降については、お手元にある資料 2 の環境基本計画と同様に、用語の説明を入れさせていただいております。

簡単ではありますが、以上で「藤沢市地球温暖化対策実行計画見直し(素案)」についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○猿田会長 資料 2 と 3 について、簡単な説明だけでも。何かご意見、ご質問ございま

すか。

○廣瀬委員 数項目ありますが、時間がないと思いますので、簡単に。

1つは、今、環境基本計画と地球温暖化実行計画のご提案がありましたが、よく見てみると、基本計画のほうは非常に細かいところまで丁寧に書いてあります。多分こちらが上位計画で、実行計画が下位計画なのかなと思うと、下位計画の実行計画は随分ざっくり書いてあって、こちら辺をもうちょっとちゃんと全体を見直したほうがいいのかというのがあります。

もう1つ、適応策については前回も発言させていただいて、充実したものになりつつあるのかなという感じがします。ただ、全体の中で、例えば環境像5のところに適応策が書いてありますが、例えば46ページなどに、ではその適応策がどこに位置づけられているのかは、この表の中には全然出てきていない。

あるいは、資料3の実行計画のほうは、計画の策定の5ページに「緩和策と適応策」が出てきて、こういうことが大事ですよと書いてありますが、それ以降、7ページの「戦略」の中には適応策が一言も出てこない。19ページに「体系図」がありますが、ここにも全然出てこないということで、何か取ってつけた感がありありという感じがあります。言わずもがなだと思いますが、適応策と緩和策は温暖化の2本柱なので、ぜひここはもっと充実させていただきたいと思います。充実というか、ちょっと整理をしていただきたいなと思います。

個別の話になりますが、53ページに適応策で、⑤「健康に関する影響と適応」ということで、影響として熱中症もありますが、デング熱等の増加もあります。デング熱等は、今、蚊の対策が非常に重要なので、蚊の対策とかを具体的に書いていただきたいなというのがあります。

それから、文言的にちょっと気になったところがあります。資料3の15ページ、基本方針6です。2行目の後半ぐらいから、「人口の増加と共にまちが発展することで温室効果ガスは増加しますが、持続可能な発展を目指すため」云々と書いてあります。ここは認識の問題としてちょっと違うのではないかと思うには、ごみなども一時は「人がふえて発展すればごみはふえる」と言っていたのが、今は1人当たりの発生量も減っているし、全体も減っていると思います。さっきのデータでいくと6～7割減っているということです。これからは、パリ協定とか政府の方針でも、人口の増加とか経済発展とかと温室効果ガスを減らすことは両立させるという方向性がきちっと出されているので、

こういう認識はちょっと違うのではないか。そういう発想として全体に影響すると思うので、文言のこともあります。そういうことをきちっと認識した上で記述をお願いしたいと思います。

最後に、前回、電源のことで環境配慮契約等のお話をさせていただきましたが、電源については余り触れていない。再生可能エネルギーを含めた低炭素電源の活用はこれから非常に重要になってくると思うので、そういう記述も、ぜひ環境配慮契約等を含めて具体的な施策として書いていただければと思います。

ちょっと多くなりましたが、以上です。

○猿田会長 事務局、何かお答えできますか。

○古谷補佐 廣瀬委員から何点かご指摘をいただいたので、それぞれに回答させていただきます。

まず1点目の、基本計画に比べて温暖化対策の実行計画のほうはややざっくりしているのではというご指摘をいただきました。こちらの点については、現在、地球温暖化対策実行計画の具体の中身のほうを関係各課等と精査している関係で、今回はお示しできる範囲が限られてしまっているということをご了承いただければと思います。

2点目の、適応策の書きぶり、表記されている基本計画の中での位置づけの問題、それが温暖化対策実行計画のほうとの連動というか、その辺についての整理が必要ですねというご指摘については、現段階で、前回のときは適応策の内容をほとんどお示しできない中でのご議論になってしまいましたが、猿田会長からも適応策についてはご指摘をいただく中で、環境基本計画の中に全てを盛り込んでいくことは非常に難しい。ただ、その中で一番関係のあるのが地球温暖化対策における緩和策、適応策になるので、環境像5の最後につけ加えさせていただいた。これがどういう環境目標になってくるのかということについては、若干、今後の課題の部分もあることをご理解いただければと思います。

資料2の46ページは環境像5全体の内容を整理したのですが、5-1から5-6まで柱が立っている中の、1つちょっと独立した形で、最後に「地球温暖化への適応」と最後に書いております。こういった位置づけで少し入れさせていただきたいという理解でおります。

ただ、若干整理が必要ということはごもっともですので、引き続き精査させていただきます。

なお、こちらの適応策に関して、53 ページの「デング熱感染などの」というところについては、例えば蚊の対策というご指摘もいただきました。そちらのほうが、確かに市民の方にもわかりやすく意識を持っていただける部分もあると思いますので、用語については改めて精査させていただきたいと思います。

温暖化について、また説明させていただきます。

○木村主幹 残りの2つです。資料3、温暖化対策実行計画の15 ページです。基本方針6で、「人口の増加と共に」という表記については、世の流れに即した表記に改めたいと考えております。

また、最後の環境配慮契約のことについては、廣瀬委員から8月の審議会でもご意見を頂戴しております。ただ、先ほど古谷から申し上げましたが、今回、つくり込みとしては、やや骨組みというか体系についてお示しさせていただいたもので、これから関係各課と肉づけ、いわゆる施策の足し込みをする予定ですので、環境配慮契約について、そちらで表記してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○廣瀬委員 関連して。いろいろ質問して、前向きに取り組んでいただくというところではよろしくお願ひしたいのですが、1つわからないのは、適応策についてです。

私も見落としていましたが、46 ページの表に確かに適応策と書いてありますが、これはどう見ればいいのか。環境像5の中にも入っていないし、下についているだけで、これは理解できないというのがあります。適応策の中身については、ある意味オーソドックスなつくりになっているのかなと思って、それはそれでもっと充実させていただけることを期待していますが、ちゃんと位置づけないと、パブコメに出すのですよね。パブコメにするというのは、資料2のほうですか。資料3も出すのですか。46 ページを理解しろというのはちょっとつらいですが、資料3でいくと、計画の策定には、確かに5 ページで「緩和策と適応策」と、ちゃんと適応策もやりますよと書いてありますが、戦略の中に適応策のテの字ぐらひはあるのかよくわかりませんが、全くと言っていいほど触れていない。基本方針にも、基本方針6の次に基本方針7で適応策云々と書いてあるのであれば、まだ何か……。それでいいのかどうかは別ですが。あと、政策の柱についても適応策の関係は全くない。次に、19 ページはそれを表にした体系図ですが、ここにも出てきていないのですよね。これだと非常に中途半端な提案で、これでパブコメができるのかどうか、成り立つのかどうか、私は非常に不安というか、私も審議会の委員として参

画して意見を言った関係上、これではまずいのではないかと非常に思うのですが、回答をお願いします。

○猿田会長 事務局、どうですか。

○木村主幹 ご意見ありがとうございます。本来であれば、この実行計画というのが緩和策であり、一方で適応計画というところで、例えば国とか、最近だと政令都市とかでも立てておりますが、適応策ということで計画を1本立てるとというのが一番望ましいやり方なのかなと思います。その中で、私ども、適応策として独立した計画を立てる予定は今のところございません。かといって、緩和策、適応策は車の両輪であって、今後、この2つを推進していくことが必要だと認識している中で、どうしても位置づけとしては、温暖化のほうにはやや位置づけは難しいのかなと。それで、環境基本計画の中で、環境像5の下に来るような形で位置づけるというのが一番よいのではという議論をされていて、その見せ方に関しては、先ほど古谷も申しましたが、やや苦慮しているところではありますが、今のところは基本計画の環境像5の下にお示しさせていただくのがよいのかなと考え、本日の案とさせていただいた次第です。

ただ、パブコメに向けては、いま一つ整理は必要かと思っておりますので、そのあたりについてはパブコメまでに整理してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○猿田会長 ほかにいかがでしょう。

○袖野委員 全体で3点と、細かい話が2点ございます。前回、前々回のご議論をフォローしておりませんので、蒸し返しになってしまったら申しわけありません。

まず、全体のところで、資料2の2ページに「計画の基本的考え方」がございます。この中で、国際的な情勢ということでパリ合意の話が入っておりますが、もう1つ大きな状況として、前回少し話が出ましたが、昨年の国連総会でSDGs（持続可能な開発目標）が採択されましたので、今後、国際社会はそのゴール達成に向かっていく。国のほうでも環境基本計画の見直しの議論が始まっておりますが、SDGsを日本に当てはめた場合どうなのかという観点で、多分次の見直しで大きな話になってくると思います。今回の計画の見直しには入れられないと思いますが、こういう背景で頭出しをしておいて、次期の見直しのときに少しそういった要素が入るといいのではないかと思います。

2点目が、オリンピックの件です。オリンピックで藤沢市にも競技が来るということで、すごく大きな目玉だと思います。この計画は3年ごとの見直しでやっておられると

思います。計画の本流に位置づけるのはちょっと難しいと思いますが、スペシャルバージョンといいますか、コラム的にオリンピックに向けた中での藤沢市の今後の施策の計画目標みたいなものが1ページぐらいあると。計画の中でオリンピックに触れられているところもあると思いますが、江の島の水質問題とかもそうですが、ごみの話とか、一般市民の方の参画とか、きっといろいろな部分に関係してくると思います。オリンピックという軸で見たときの計画が、今回は特別にあってもいいのかなと思いました。

3点目が、全体の構成にかかわるところです。14ページ、15ページに施策の体系図があります。昨年も少し指摘しましたが、環境像5が非常にわかりにくいのです。なぜわかりにくいのかと調べていたら、温暖化対策実行計画の柱をそのまま持ってきているので、ほかの基本計画との重なりなどがあるのだなと今回わかりました。その中の特に5-4「循環型社会の実現」は、環境白書のほうも中身が割とスカスカと言ったらあれですが、それを再掲している。実際の中身が廃棄物の循環型社会の話、2-1がほとんどで、あとは水の再利用の話も少し入っているようですが、やはり全体の環境基本計画の中で見たときに、5-4が前とすごく重複しているな、無理に入れたなという感じがあるので、本来なら5-4は要らなくて、2-1とか前の部分で説明していればいいのではないかと感じました。

ただ、全体の構成の話はこれまでも議論があつてこういう形になっているのだろうと思いますし、今既に最終段階という認識でおりますので、対応できる範囲でご検討いただければと思います。

続いて、ちょっと細かい点になりますが、指標の話で、26ページに廃棄物関係の達成指標が2つあります。国の循環型基本計画だと、メインの指標が3つ、最終処分率とリサイクル率などがあります。1人当たりの排出量と資源化率はいいと思いますが、最終処分率もあつていいのではないかと思います。また、この廃棄物の話は、白書のほうを見ても、一廃の話はずっとされていると思いますが、産廃についてはどうなっているのかなと。一廃と産廃の関係がちょっとわかりにくいなと思っておりますので、その辺も少し整理していただくといいのではないのでしょうか。

最後に、39ページ、生物多様性の関係の指標です。2つあつて、2つ目のほうが「藤沢市自然環境実態調査を活用し、必要に応じた調査を継続する」。この「必要に応じた調査を継続する」というのは何のことかなと思いました。ほかの指標が割と具体的に定量的なものを追求しているのに対して、ここだけ非常に曖昧というか、もしかして何ら

かの事情があつてこういう形で落ちついているのかもしれませんが、もう少しすっきりした指標ができるといいのではないかと考えております。

以上です。

○古谷補佐 今、袖野委員から、まず大きく3点ほどご指摘いただきました。

2ページのSDGsの関係については、こちらの中で書き込めるような形で少し整理させていただければと思います。

2点目の、オリンピックが藤沢市で開催されることを捉えて、コラム的に特出しというか、そういったまとめ方をというお話がございました。こちらの点については、なかなかこの時点でどこまで具体的に踏み込めるか、誰が何をどこまでやるかを書き込めるかというのは非常に難しいということと、今までの審議会の議論の中で、環境基本計画は、このタイミングでオリンピックという大会がありますが、オリンピックにかかわらず全体を総括していくマスタープランとしての位置づけも強いため、その点については書ける範囲で書く、環境目標の中でお示しさせていただければと思います。

3点目の、環境像5の環境目標が若干わかりづらく、また5-4「循環型社会の実現」について、少し無理があるのではないかとご指摘については、今回は3年ごとの見直しの中でのご議論をいただいておりますが、こちらの環境目標の大きな柱の部分まで、率直に言って食い込んで精査してしまうのかどうかということについては、一度検討させていただければと思います。

あと、細かい点の個々のご指摘の中で、26ページ、指標として最終処分化率というご指摘もいただきましたが……。

○須田補佐 最終処分化率ですが、今、一般廃棄物処理基本計画というものがあつて、こちらで定めております。こちらはあくまでも循環型社会ということで、資源化率と、1人1日当たりの一般廃棄物量という形で記載させていただいております。

○猿田会長 それから、産廃に関係してもお話があつたよね。産廃のほうはどうなっているの。

○古谷補佐 行ったり来たりして申しわけございません。

一廃（一般廃棄物）と産廃（産業廃棄物）の違いについては、産業廃棄物は県の所管になりますので、市としては一廃（一般廃棄物）のみをお示しさせていただくような形になっております。

○猿田会長 先ほどのお話の第1点のところなどは、事務局と話し合ってください。その

ほうがよりわかりやすいと思うので。

オリンピックのところは書き方が難しいんだよな、計画として。

○高橋課長 最後のご指摘の部分で、基本計画の 39 ページの指標がほかと比べて曖昧ではないかというところです。39 ページの一番上の「藤沢市自然環境実態調査を活用し、必要に応じた調査を継続する」というのがちょっと曖昧だというご指摘の部分です。

実は、こちらは 38 ページの一番下の段落にも書いてありますが、今年度と来年度の 2 カ年で生物多様性地域戦略を策定していく予定です。当然こちらの藤沢戦略の中でも幾つかの指標を設けた上で目標管理をしていく予定となっております。確かに、ご指摘のとおり、ちょっと曖昧という部分もありますので、この部分はやめてしまう、今回は落としてしまうか、地域戦略のほうに移行するか、それとも地域戦略の中でつくったもので、これを地域サイドに反映していくのか、そこら辺も含めて検討していきたいと思えます。

いずれにしても、目標管理はしていくつもりでございます。2 つ達成指標があるので、1 つに絞ってしまうとか、そういうことを検討していきたいと思っています。

以上です。

○猿田会長 ほかに。

○橋詰委員 先ほど袖野委員がおっしゃったことと大分重なるので、その辺は省略しますが、環境像 5 というのは非常に大きくて、言葉で見ても「未来の地球環境への投資を」、「投資」という言葉は多分抽象的な例えの表現だと思いますが、「未来の地球環境へ」と言ってしまうと、どうも温暖化だけの話ではなくて、循環型社会もあれば自然環境もあれば、全部ひっくるめているような印象をどうしても受けてしまうのです。それを右側の矢印で温暖化だけにつないでしまうと、そこに何となく基本的な違和感をどうしても感じてしまうのです。

だけど、今までの枠組みもあるからとおっしゃるならば、強いてこういうことかなと思って私が読んだのは、47 ページの 3 行目に「2006 年の『藤沢市環境基本計画』の改定に際して、『地球温暖化対策地域推進計画』をリーディングプランに位置づける」という表現があります。要は環境基本計画の中における温対計画の意味をもう少ししっかりお書きいただくと、まだわかりやすいのかなと思います。特にパリ協定が動き始めて、今、温暖化対策を中心に世の中が動いているだろうということを前面に出すと、温暖化対策計画に集約、「集約」という言い方はおかしいかもしれませんが、温暖化対策計画

が非常に大きな意味を持つということが言いやすくなると思うので、その辺を少し強調されたほうが全体的にはわかりやすいのかなという気がするということを申し上げておきたいと思います。

それから、細かなことになりますが、表現ぶりです。例えば、今の46ページのいろいろと書いてある5-1から5-6の言葉尻を見ると、みんな「〇〇がされていること」「実現されていること」という「されている」という表現が使われているのです。これが環境像5の特徴ですが、環境像1、2、3、4を見ると、「されること」になっていたり、「されていること」になっていたりする。「されること」と「されていること」は、ちょっとニュアンスが違っていて、例えば循環型社会のところだと、あるところでは「循環型社会が形成されること」になっており、もう1つのところでは「されていること」になっているとか、言葉遣いが、ちょっとニュアンスも……。多分、現行の環境基本計画を見てもそういう使い分けをされているので、それなりに論理があるのだらうと思います。逐一問いませんが、あえて使い分けをされているように見えますので、言葉遣いをよく見ていただいたほうがいいのかなと思いました。

あと、いろいろと見ている中で、環境基準などが「達成されること」とか、そういうことが出てきますが、全部「達成すること」という言葉で表現されているようです。例えばダイオキシンなどを見ると、少なくともここに出ているものを見る限り、全部「達成されている」。そうであるならば、「達成、維持されること」とか、ちょっと言葉遣いを変えないとおかしいかなと思います。

最後に、細かなことですが、11ページ、これも言葉遣いだけですが、だけでもないかな、下のほう、環境目標5-5「行政の率先的取組の推進」、「市民や事業者を牽引する行政の率先的取組」。「牽引」という言葉はすごく意気込みがあっているのですが、この場合、こういう基本計画としては、もう少しやわらかい……。ちょっと上から目線風の表現になっている。例えば、「市民や事業者と協働する行政の率先的取組」。後に「率先」があるので、「牽引」と「率先」を重ねて書かないほうが。市民的には「牽引されるんですか」とちょっとカチンときますので、「協働」くらいのほうが、私はおさまりがいいのではないかと思います。

以上です。

○猿田会長 事務局のほう、何か。今、先生のご指摘の中で、「されていること」「されること」、そういうところの使い分けですよね。「されている」というのは、現状、それが

行われているということであり、その辺の「されている」「されていた」、いろいろ使い分けがあるから、その辺の文章上、どういうことを言いたいのかによって違ってくるわけだから。

○古谷補佐 今、橋詰委員からご指摘をいただいた用語の使い分けの点です。今まで、第1回、第2回と審議会でご審議いただく中で、事務局としては、今回の計画の見直しについて、基本的には3年ごとの見直しという中で、資料2でいう14ページ、15ページの体系図の中でお示ししている大きな柱、環境像1から5、あるいは環境目標については、特にそのままいじらないという認識でいたのですが、今回ご指摘をいただく中で、用語については少し確認させていただき、余り意味を損なわない範囲の中で、どちらかに統一してしまってもいいものなのか。私も過去の経緯が今の段階でわからないので何とも申し上げられないのですが、例えば「されていること」と「されること」に、言葉のニュアンスで、物すごい重要性を持って使い分けているのかどうかということも把握できておりませんので、この点については可能な範囲の中で整理させていただければと思います。

それと、環境目標5-5の用語、特に「牽引する」という少し強い感じの言葉とか、わかりにくい言葉については、なるべく易しい言葉に置きかえるような形で整理をさせていただきたいと思います。

以上です。

○猿田会長 今ので、「されていること」となると、それは現在も実際に行われている、実施する段階というか、現在もその状況が担保されているということですね。「されている」という以上はね。

○猪狩副会長 先生、必ずしもそうじゃない。将来目標として、されている状態にあることを目標にしているものもあるから。

○猿田会長 環境基準が達成されたというのもありますね。

○猪狩副会長 だから、必ずしも今言ったような形、将来だけではないですね。将来においてそういう状態にあることを言うわけであって、必ずしも先生のおっしゃることではないので。

○猿田会長 そういう状態が続かなければならないわけでしょう。

○猪狩副会長 それはまた別。

○猿田会長 例えば環境基準の場合だと、「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維

持されることが望ましい基準」となっていますよね。そのように、維持されている状態が……。

○猪狩副会長 要するに将来像ですから、将来のあるべき姿をできるだけわかりやすく示そうということで、おっしゃるとおり、余り言葉によって多義性があるようなことになると、いろいろなとられ方をしますから。

○猿田会長 将来目標であっても環境計画だから、その時点にならないと達成しないのではなくて、その前に目標を達成することはあり得るわけでしょう。

○猪狩副会長 ありますね。

○猿田会長 それはそのまま維持しなければならない。

○猪狩副会長 はい。それで、どなたかが先ほど「達成され、今度は維持」という表現が必要になってくるのではないかということをおっしゃっています。

○猿田会長 必ずしも将来目標ではないわけでしょう、全部が。もう達成したものもあるんだから。

○猪狩副会長 それはおっしゃるとおりです。

○猿田会長 その辺のこと、環境目標のところとどういう使い分けをすればいいのかということは、どうですか。先ほどのご指摘のような「されること」というのは。それは目標に向かっての意思表示ですよ。 「維持されること」とはまた別だけれども。

○猪狩副会長 客観的にあるべき姿を示すのと、行動様式としてそれを要求されているものは別ですから、区別していかなければならない。そういう意味の精査をしていただきたいということは言えます。

○古谷補佐 そうすると、こちらの環境目標の中で、どちらかという、今、猿田会長と猪狩副会長が言っていることは多分共通しているのかなと思いますが、「されていること」ということで将来的な達成すべきあるべき姿を示しつつ、その中には、状況によっては、猿田会長がおっしゃられるように現時点で既に達成されているものもありますよというニュアンスでご理解させていただいてよろしいでしょうか。

○猪狩副会長 そのところを区別できるような表現が適切にあるといいのです。一言では難しいと思いますよ。それは不可能でしょう。

○古谷補佐 そう思いましたので、質問させていただきました。

○猿田会長 いずれにしろ、パブコメにかけなくてはならない。

○安齋委員 もうそろそろ終わりだと思います。前回の委員会でも最後に質問させていた

いただきましたが、3 ページに3 「計画の期間」があつて、2017 年度から 2022 年度までということで直すということになっています。先ほども出てきた 38 ページの生物多様性藤沢戦略の策定が平成 28 年度から2 カ年で行うということで、この改定版を出すときは間に合わないのですが、それは行政上は特に問題ないという判断でよろしいでしょうか。

○高橋課長 一応、環境基本計画と生物多様性の地域戦略については、特に上位・下位という関係性は設けていなくて、あくまで関連計画という形にしておりますので、もちろん環境基本計画で出た方針などは後から出てくる地域戦略のほうで踏まえていきますが、特に年度を合わせる必要はございません。

○猿田会長 環境基本計画は、環境基本条例に基づいてつくらなければいかぬ計画で、一種の法定計画ですよ。条例に基づいてつくりなさいとなっているので、つくられる。地球温暖化のほうは地球温暖化対策法とかいろいろな法律との関係もあつて、行政としては実行計画をつくらなければいかぬとか、いろいろな指針、指導もあります。しかし、基本計画の中で地球温暖化ということも考えて対策も考えているから、そこにまた関連性が出てしまっているという非常に複雑な関係があります。その辺を整理しながら行政はおやりになっているので、一概に「これとこれはどうなの。おかしいだろう」と言うわけにもいかぬので、その辺はご理解いただきたいと思います。

それから、資料3の10 ページ。ここの図のところも「本市における温室効果ガス排出量の現状」となっているが、これは「推移」に直してくださいね。「現状」ではないので。11 ページはちゃんと「推移」と書いてあるけれども、10 ページのほうはおかしいから、グラフのタイトルを直してください。

最後に、何か一言。では、簡潔に。

○青木委員 たまたま今、会長がおっしゃられた資料3の10 ページ、11 ページと、資料2の48 ページ、「本市における温室効果ガス排出量の推移」で、資料3に関しては効果管理用算定とか実排出量算定で出ていますが、48 ページのほうはそれが出ていない。照らし合わせれば48 ページと11 ページは同じなので、効果管理用算定であるだろうとは思いますが、それは入れたほうがいいのか。今さらながらですが、「効果管理用算定」という言葉にどれだけなじみがあるかにもよりますが、それが必要ではないかと思えます。

それに加えて、49 ページの達成指標です。「1990 年度を基準とし、2022 年度までに 40%

削減する」。これも効果管理用算定の数値を使ってではないかと思いますが、これも含めてそのあたりが必要なのかなと感じました。

もう2点。同じく資料2の52ページ。皆さんのお話にどんどん上がっている適応策、この辺に関してもっと言いたいこともあります。藤沢市のどこで何をやるみたいなの、もうちょっと絞ってというか、藤沢市民にイメージが湧くような適応策を示したほうがいいのではないかと思います。これはどこもそうだから言いようがないのですが、何となく藤沢市だということがわかるような適応策を入れていただけたらうれしいなと思っております。

さらに54ページ、⑥「産業・経済活動に関する影響と適応」の右の絵ですが、「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」の案内があります。「地域の環境負荷低減を提案する『藤沢市エネルギーの地産地消推進計画』」とあって、自分はこの地産地消推進計画の策定委員だったのですが、「地域の環境負荷低減を提案する」という言葉が藤沢市のエネルギー地産地消推進計画で余りなじみがないなと思って、古いのを引っ張り出して見えています。このあたり、市として何か変更というか、特に「産業・経済活動に関する影響と適応」なので、藤沢市エネルギーの地産地消推進計画のどういう流れでこの言葉が出てきたのかなというところが1つあります。何となく、藤沢市のエネルギーの地産地消推進計画は、市が率先してやるというところをイメージしていましたので、「提案する」となると、産業・経済活動ですから、皆さんに提案していく計画になっていくのかなと思いますが、何かそのあたり、新たな計画のやり方があれば知りたいなと思いました。

以上、3点でございます。

○猿田会長 事務局、簡潔に。

○古谷補佐 最初にご指摘いただいた48ページから49ページにかけての記載について、算定方法についてはしっかりと明記するような形で対応させていただければと思います。

52ページ以降の適応策については、本日、廣瀬委員を初め、いろいろな形で適応策についてご指摘をいただきました。ただ、現時点で、今、青木委員がおっしゃられたように、藤沢市だとわかるもの、そして藤沢市民あるいは行政として、どういうところまでと、率直に申し上げて書き込むのはなかなか難しいと認識しております。むしろ、ここで頭出しという形でさせていただいて、今後、個々にそれぞれの関連部署等と調整を図

りながら進めさせていただく部分も多いので、その点に関しては、これ以上踏み込んだ細かいものを出すのは非常に難しいと認識しております。

あと、54 ページの写真のエネルギーの地産地消推進計画、「地域の環境負荷低減を提案する」という「提案」という形で、何となく行政が「いかがですか」みたいなイメージで、市として率先して取り組んでいくのですよねというご指摘でしたが、こちらの部分については、より誤解のない表現に改めさせていただく。あるいはどうしても提案という形になってくると、これは私ども藤沢市も一事業者であるという視点も含めての用語とご理解いただければ恐縮でございます。

○猿田会長 もしイメージの湧くようなものがあつたら、事務局にメールで送って下さい。

○古谷補佐 ぜひお願いいたします。

○猿田会長 市民の方のいろいろな発想もぜひ取り入れていくようにしたいわけですから。ほかに、この際、最後に何か一言。では、簡潔に。

○小倉委員 小さいことですが、資料3の15ページ、基本方針6の下の文章ですが、「一定規模以上の建築や開発などに対し、緑化基準を設け指導するなど」とあります。土地の開発とか分譲のときは2割ぐらい緑化をなさいますとかという基準は随分前からありますが、ここにあって書いたということは、それ以上に緑化の割合を多くしたいとか、そういうご希望があるのかなということが1つ。

それと、一市民として、ちょっとどうしてかなと思うのが、最近ミナパークができて、きれいな道路ができました。それと、藤沢市柄沢というところで大規模な区画整理がようやく終わろうとしていますが、街路樹がないのです。駅前にちょっと緑があるというのが感じがいいのになとも思うので、その辺をお知らせいただければと思います。

○高橋課長 2点ほどいただきました。

まず、資料3の15ページの基本方針6のところです。緑化基準をこれから強化していくのかとか、そういうお話だと思います。今のところ、そういう予定はないのです。今の10%から20%の範囲内で緑化指導をしています。ですから、もし誤解を招くようでしたら、この辺の表現を変えてもいいのです。「継続します」とかそういう形にするとか、その辺は、環境総務課の地球温暖化対策担当とも相談させていただきたいと思いません。

2点目の、街路樹が少ないというお話です。以前は街路樹を道路の中に結構置いてい

たのですが、実は数年前に道路構造令、道路法という法律に基づいて道路をつくるのですが、それに基づく国土交通省令が若干変わりました、道路幅員の歩道幅は、昔は最低1.5メートルあればよかったものが、2メートルとか2メートル50センチ。バリアフリー法の関係です。昔は車椅子のことを考えていなかったのです。ようやくそれが時代に追いついてきたというか、ある程度歩道幅員を広くとらなければいけないという形になりました。そういった関係で、どうしても街路樹にしわ寄せがいて、最近の道路では街路樹がつくりにくいという形になっています。

今後、新しい計画の道路については、なるべく街路樹をつけていく形になると思いますが、最近の道路だとなかなか難しいというのが現状でございます。

長くなりましたが、以上です。

○猿田会長 貴重なご意見をたくさん頂戴しましたので、議題の（２）と（３）については、いわゆる基本計画と実行計画の見直し案については、今度は素案から案に1つ格上げしたものを出示していただいて、最終的な方向に持っていきたいと思います。事務局のほうで、今日いただいたご意見等を踏まえて適切に対応していただきたいと思います。

○木村主幹 適切に対応してまいりたいと思います。

先ほど来申し上げておりますが、10月18日からパブリックコメントが始まります。基本、本日お示しさせていただいた素案をもってパブリックコメントを行ってまいりたいと思います。本日、ご意見をたくさん頂戴して、もちろん全て反映させていただきたいところですが、時間的な制約もございますので、最終的には11月28日、次の審議会で、いただいたご意見を反映して、より具体にお示しさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○猿田会長 そうすると、10月18日、来週の月曜日、1週間後から行うパブコメは、これをこのまま、訂正しないでやるということ？

○木村主幹 もちろん、最終的な微調整はさせていただきますが、全てが網羅できないということをご理解をいただけたらということです。

○猿田会長 そうすると、今日いただいたご意見、例えば最初のほうのいろいろな説明の中の訂正等については、パブコメが終わってからでも次回にやるということになるのかな。だけど、グラフなどのタイトルの間違いとかは、こんなのすぐにできるから、こんなのは直してから出さなきゃ逆に恥ずかしいから。内容の問題については、ここでいただいたご意見をベースにして見直すことになるだろうから、そして素案ができるという

ことになるでしょう。そのようにしていきたいと思います。

それでは、あとは「その他」で、事務局から何か連絡事項があったらお願いします。

○ 参事 特別の連絡事項はございません。

○ 会長 特になければ、議題に沿ったものは全部終了しましたので、事務局にお返しいたします。

○ 参事 会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様もさまざまなご意見をいただきありがとうございます。

それでは、これもちまして本日の藤沢市環境審議会を終了させていただきたいと思っております。なお、事前にお伝えしてありましたように、通常るときであれば、ここで今期の委員の任期は終わりになりますが、今回は基本計画の見直しの途中であることから、原則として皆様そのまま再任という形をお願いしたいと思います。ごく一部、団体からの方で交代になる方もいらっしゃるかと思いますが、このまま引き続きということでもよろしくお願ひしたいと思います。

次回は、形式的ですが、一応その次の期の第1回になります。11月28日、月曜日でございます。一応、午後を予定していて、会場は、保健所へ行く途中の市民会館を通り過ぎた先の左側にある南消防署。以前にもやったことがあると思います。イトーヨーカドーを過ぎて左側だと考えていただければいいと思います。その消防署の3階の会議室になります。また改めて通知は差し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これで本日の審議会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時17分 閉会